

報道機関各位

商工課 商工係

タイトル 兵庫県飲食店等一時支援金及び兵庫県中小法人・個人事業主等に対する
一時支援金の申請受付開始について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	
日時	
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>兵庫県では、コロナ禍からの回復期に加えて、原油価格や原材料価格高騰などへの対策として、飲食店等及び中小法人・個人事業主等に対する一時支援金事業を実施します。申請書類は、市役所2階商工課窓口で配布するほか、市ホームページにおいてもご案内しております。</p> <p>○兵庫県飲食店等一時支援金 兵庫県の「新型コロナ対策適正店認証制度」による認証を受けた飲食店等に対し、1店舗につき10万円を支給 申請受付期間 令和4年1月17日～2月22日 ホームページ https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ichijishienkin-insyoku.html</p> <p>○兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金 令和3年4月から10月分までのいずれかの月で国の月次支援金を受給している事業者に対し、中小法人で20万円、個人事業主で10万円を支給 申請受付期間 令和4年1月20日～2月28日 ホームページ https://web.hyogo-iic.ne.jp/shienkin</p> <p>*いずれも、予算上限に達し次第終了となりますのでお早めに申請ください。</p>
問い合わせ先	部課係名：産業振興部商工課商工係 担当者名：高見・岸本 電話：0791-43-6838 内線（2253） F A X：0791-46-3400

○添付資料（有・無） ○ホームページへの掲載（有・無） ○議会報告（有・無）